青果物の輸出先国・地域の規制への対応（食品安全）

農林水産省

令和7年9月

青果物の輸出状況

青果物の輸出の状況①

○ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、「りんご」、「ぶどう」、「もも」、「かんきつ」、「かき・かき加工品」、「なし」、「いちご」及び「かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等」を輸出重点品目に選定。

○ **青果物の2024年の輸出実績**は、数量ベースで6.8万トン（前年比１％減少）、**金額ベースで488億円（前年比9.9%増加）で過去最高**となった。

○ このうち、金額ベースでは、**果樹が68%、野菜が32%**を占める。

○ 青果物の輸出推移

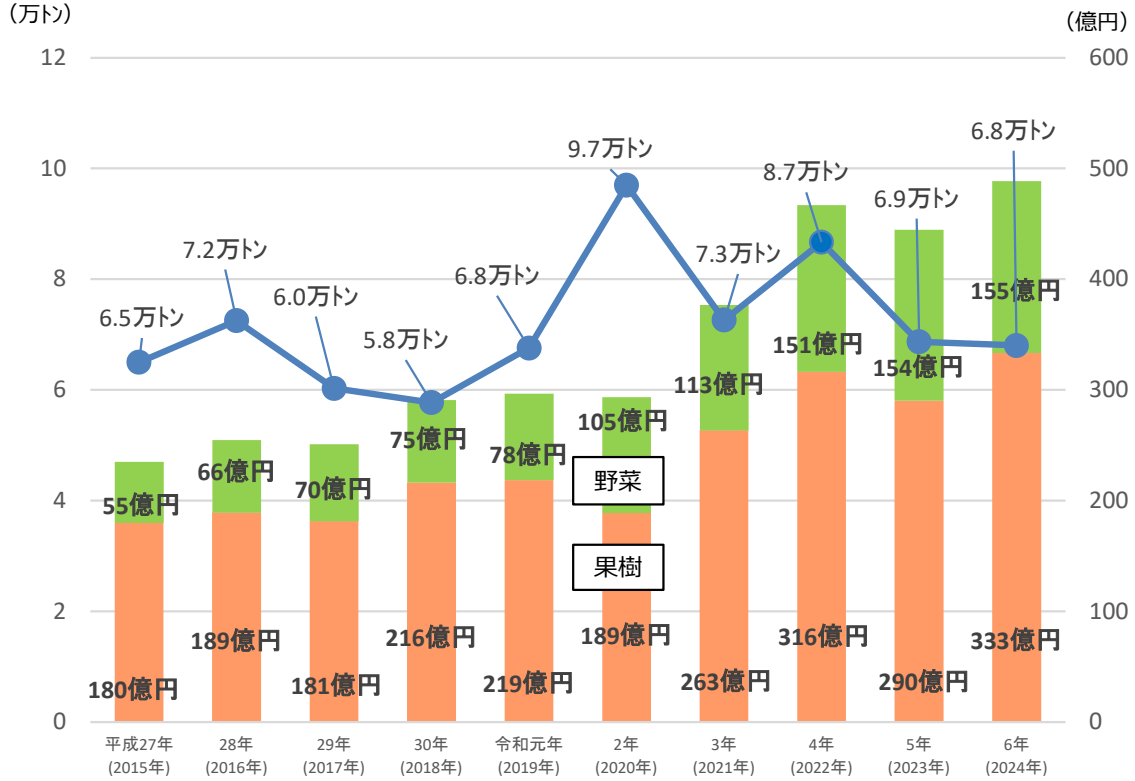

【主な果実の輸出推移】

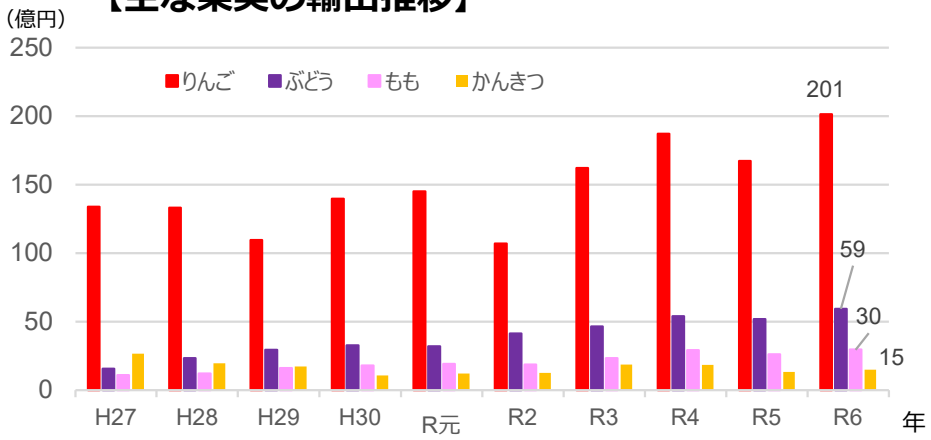

【主な野菜の輸出推移】

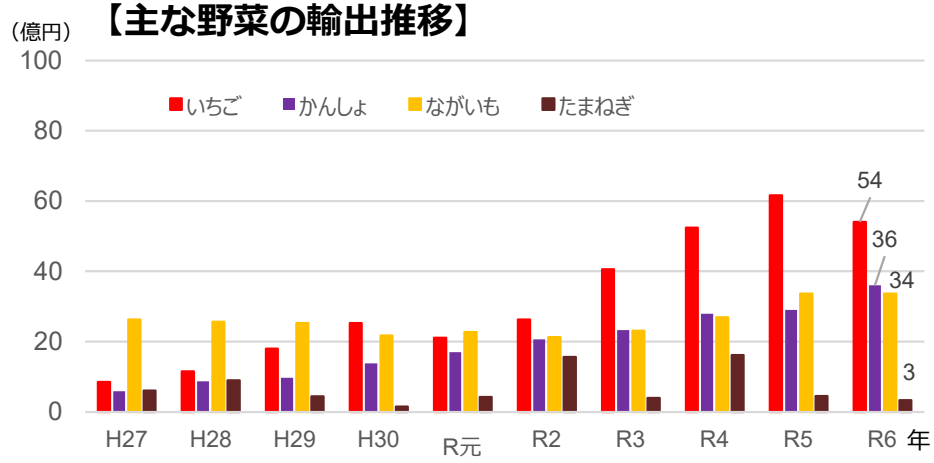

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成。
注１：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。

青果物の輸出の状況②

○ 輸出先国・地域別では、金額ベースで台湾向けの輸出が240億円と最も多く、**台湾、香港向けが全体の輸出金額の８割以上**を占める。

○ 青果物の国・地域別輸出額推移

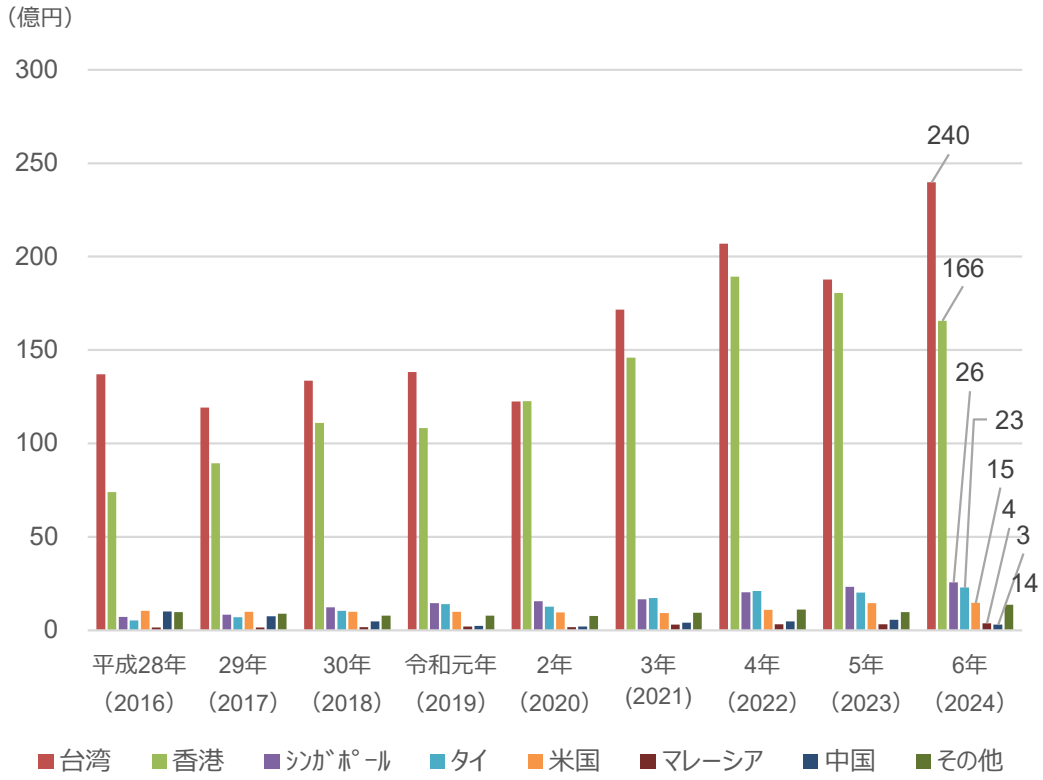

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注１：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。

○ 青果物の国・地域別内訳　2024年

	国　名	輸出額（量）	輸出額 対前年増減率	輸出額 構成比
1	台湾	239.5億円 (35,968トン)	27.6%	49.0%
2	香港	165.6億円 (19,242トン)	▲ 8.3%	33.9%
3	シンガポール	25.6億円 (3,876トン)	10.2%	5.2%
4	タイ	22.8億円 (3,860トン)	13.7%	4.7%
5	アメリカ合衆国	14.6億円 (2,527トン)	0.4%	3.0%
-	その他	20.2億円 (2,506トン)	9.5%	4.1%
-	世界	488.3億円 (67,979トン)	9.9%	100%

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注１：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。
注２：四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある。

産地における輸出に向けた取組

○　青果物の海外市場を獲得していくためには、**輸出先国の規制措置やニーズ**を踏まえながら、**輸出に対応した産地をさらに増加**させていく必要がある。
○　このほか、**輸送時の品質保持**、輸出先国の販路の開拓やプロモーションなどが重要である。

○輸出先国ごと・品目ごとに様々な規制対応を求められる

規制対応の種類	規制の内容・例
植物検疫	○ 輸出先国ごと・品目ごとにより、園地登録や殺虫処理など異なる検疫措置への対応が必要。 （例：米国向けりんご輸出には、生産園地の指定や低温・消毒処置等が必要。タイ向けかんきつ類の輸出には、生産地域の指定や消毒処理等が必要。）
残留農薬等	○　国内と異なる残留農薬基準に対応するための栽培等が必要。
安全規範・規格	○　選果・こん包施設の認定や、示された安全管理に係る基準に従うことが必要。 （例：タイ向け青果物の輸出を行う選果・こん包施設は、タイ側規則に適合している旨の証明書の取得が必要。米国向け農産物の輸出には、米国が示す安全基準に従うことやその記録等が必要。）
その他 （容器・包装等）	○　国内と異なる容器・包装基準等に対応する必要。

○品質保持のための流通体制の整備

鮮度保持フィルムの活用

CAコンテナの活用

効率的な輸送のための統一的な規格

○オールジャパンによる販売促進活動

日本産果実の輸出に係る統一ブランドマーク
「日本産果実マーク」

資料：（一社）日本青果物輸出促進協議会webサイトから引用

輸出解禁等に向けた協議

青果物を輸出するためには、植物検疫条件や残留農薬基準などの輸出先国・地域の規制に対応する必要。このため、
- 植物検疫上、日本産青果物等の輸入を認めていない国・地域への**輸出解禁**の要請、条件付き輸入を認めている国・地域への**検疫条件緩和**の要請及び検疫協議を行うとともに、
- 青果物の残留農薬基準について、**防除暦の見直し**や**インポートトレランス申請の実施**、
- その他の輸出上の制約となる**品質保持流通体制の強化に向けた取組**

等の支援を通じて、円滑な輸出に取り組める環境づくりを推進している。

輸出解禁等の要請

○最近解禁が行われた品目・国及び主な植物検疫等条件

【ゆず・きんかん】タイ（2025年２月）
・病害虫の発生調査 ・登録生産園地での栽培 ・登録選果こん包施設での選果こん包 ・果実の表面殺菌 ・タイ側検査官による査察 ・輸出検査

【いちご】フィリピン（2024年12月）
・登録生産施設での栽培 ・登録選果こん包施設での選果こん包
・病害虫の発生調査 ・輸出前の残留農薬検査等
・フィリピン側検査官による査察 ・輸出検査

2025 年輸出実績
3月～６月 計8,655千円

【りんご】インド（2022年３月）
・登録生産園地での栽培 ・登録選果こん包施設での選果こん包
・消毒処理 ・インド側検査官による査察 ・輸出検査

【メロン】米国（2021年11月）
・輸出検査でスイカ緑斑モザイクウイルスの付着がないことを確認

○最近条件緩和が行われた品目・国及び主な内容

【かんきつ類】ニュージーランド（2024年１月）
・輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和

【かんきつ類】タイ（2023年５月）
・防カビ処理及びワックス処理の代替措置

（参考）二国間協議により検疫条件が定められている品目
植物防疫所HP：
http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html

インポートトレランス申請の実施

○台湾において審査中の農薬成分

品目	件数	品目	件数
りんご	1	かき	1
ぶどう	4	いちご	6
もも	2	その他	5
かんきつ	2	合計	21

※当省事業を活用して申請した成分に限る

【いちごで審査中の成分】

成分	種類
アクリナトリン	殺菌剤
スピロテトラマト	殺虫剤
メパニピリム	殺虫剤
フルアジナム	殺菌剤
ジチアノン	殺菌剤
シメコナゾール	殺菌剤

（参考） 諸外国における残留農薬基準値に関する情報
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

残留農薬等の規制や品質保持流通体制の強化等に向けた支援

○残留農薬等の規制に適切に対応し、**ビジネスチャンス**につなげるため、
・輸出先国における残留農薬基準に対応した**防除暦の見直しや残留農薬分析等を支援**
・青果物の品質を確保するため、**長期保存・鮮度保持流通体系の確立**に向けた取組等を支援

（参考） 青果物輸出産地体制強化加速化事業（R６補正）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/f_yusyutu/

（参考）我が国の輸出検疫協議の実績

○　過去5年間（2020年７月以降）では、10か国・地域を対象に11件の輸出解禁等を達成している。輸出検疫協議の進捗は、対象品目に付着する病害虫の種類、相手国植物検疫当局の体制、検疫条件の内容、他の品目に係る協議の状況等に大きく左右される。

	品目	輸出先国・地域	実績	解禁・緩和までに要した期間
2025年６月	精米	ブラジル	リン化アルミニウムくん蒸の撤廃（代替措置として、輸出検査でブラジルの指定する検疫対象病害虫の不在を確認）	６か月
2025年２月	ゆず、きんかん	タイ	輸出解禁（輸出可能品目の追加）	２年１か月
2024年12月	いちご	フィリピン	輸出解禁（施設登録、トラップ調査、果実検査、査察）	５年６か月
2024年１月	かんきつ類	ニュージーランド	輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和等	6年11か月
2023年５月	かんきつ類	タイ	薬剤処理の代替措置（防除、園地検査及び目視検査）の追加	4年5か月
2023年３月	精米	メキシコ	輸出解禁（コクヌスト不在の確認）	2年8か月
2022年３月	りんご	インド	輸出解禁（園地登録、選果、低温処理又は臭化メチルくん蒸、査察）	12年7か月
2021年11月	メロン	米国	輸出解禁（スイカ緑斑モザイクウイルス不在の確認）	5年6か月
2021年10月	うんしゅうみかん	ベトナム	輸出解禁（園地・施設登録、発生調査、選果、査察）	4年6か月
2020年10月	黒松盆栽　（錦松盆栽を含む）	EU	輸出解禁（SA：園地検査、棚上栽培、防除、トレーサビリティ）	4年5か月
2020年８月	いちご	豪州	輸出解禁（SA:施設登録、現地検査、選果、及びトラップ調査・果実検査又は臭化メチルくん蒸）	3年10か月

農林水産省webサイト： https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/attach/pdf/index-148.pdf

残留農薬基準について

残留農薬基準について

○ 残留農薬基準は、農薬を適正に使用した場合の残留試験の結果等に基づき、食品の摂取量等も勘案して、人の健康を損ねるおそれがないよう設定。

○ 国によって、食習慣の違いや**気候・風土等の違いにより病害虫等の発生状況や作物の栽培方法が異なり、農薬の使用方法等も異なるため**、農薬と品目の組合せが同じであっても、**我が国と輸出先国・地域で残留農薬基準が異なる場合**がある。

我が国と輸出先国・地域で残留農薬基準が異なる場合がある

（農薬の適用の有無が違うケース）

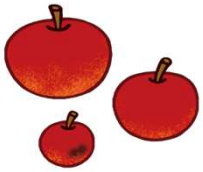

農薬B（例）	日本	輸出先国A
農産物への適用	○	×
残留農薬基準	2 mg/kg	一律基準 (0.01 mg/kg)

農薬C（例）		
農産物への適用	×	○
残留農薬基準	一律基準 (0.01 mg/kg)	2 mg/kg

（農薬の使用方法が違うケース）

農薬D（例）	日本	輸出先国A
使用方法	**３回散布 収穫１日前まで**	**１回散布 収穫７日前まで**
残留農薬基準	0.3 mg/kg	0.05 mg/kg

農薬E（例）		
使用方法	**１回散布 収穫７日前まで**	**３回散布 収穫１日前まで**
残留農薬基準	0.05 mg/kg	0.3 mg/kg

輸出先国・地域に対する残留農薬基準を設定するための申請（インポートトレランス申請）について

○ 農産物の輸出に当たっては、**輸出先国・地域の残留農薬基準に適合する必要**があるが、我が国での栽培管理上必要不可欠（代替剤の検討が困難）な農薬の中には、輸出先で基準が設定されていない場合等がある。

○ このため、農林水産省では、**我が国と同等の基準値が設定されるよう**、輸出先国・地域に対する、輸入農産物用の**残留農薬基準を設定するための申請**（インポートトレランス申請）**に係る取組を実施。**

インポートトレランス申請の主な流れ

必要に応じて、産地・国内関係者との調整、申請に必要な作物残留試験の実施、データの取得や分析等

輸出先国・地域当局への申請や調整等

農林水産省では、申請に必要な作物残留試験の実施や書類作成に必要な取組を行っている。

輸出先国・地域当局において、申請データの評価・審査後、輸出先での基準値設定

※留意点
・申請から基準値設定まで複数年要する。
・評価・審査の結果、申請どおりの基準値が設定されるとは限らない。

台湾輸入検査における生鮮青果物の残留農薬基準超過件数

○　台湾輸入検査における我が国の生鮮青果物の**残留農薬基準超過件数は、2024年は91件**となっており、**他国と比べても非常に多い**状況。

○　今後の輸出拡大を円滑に進める上でも、**残留農薬基準に適合する農薬への変更**や**栽培技術の確立**など、本課題への対応は急務。

○　台湾輸入検査における生鮮青果物の残留農薬基準超過件数

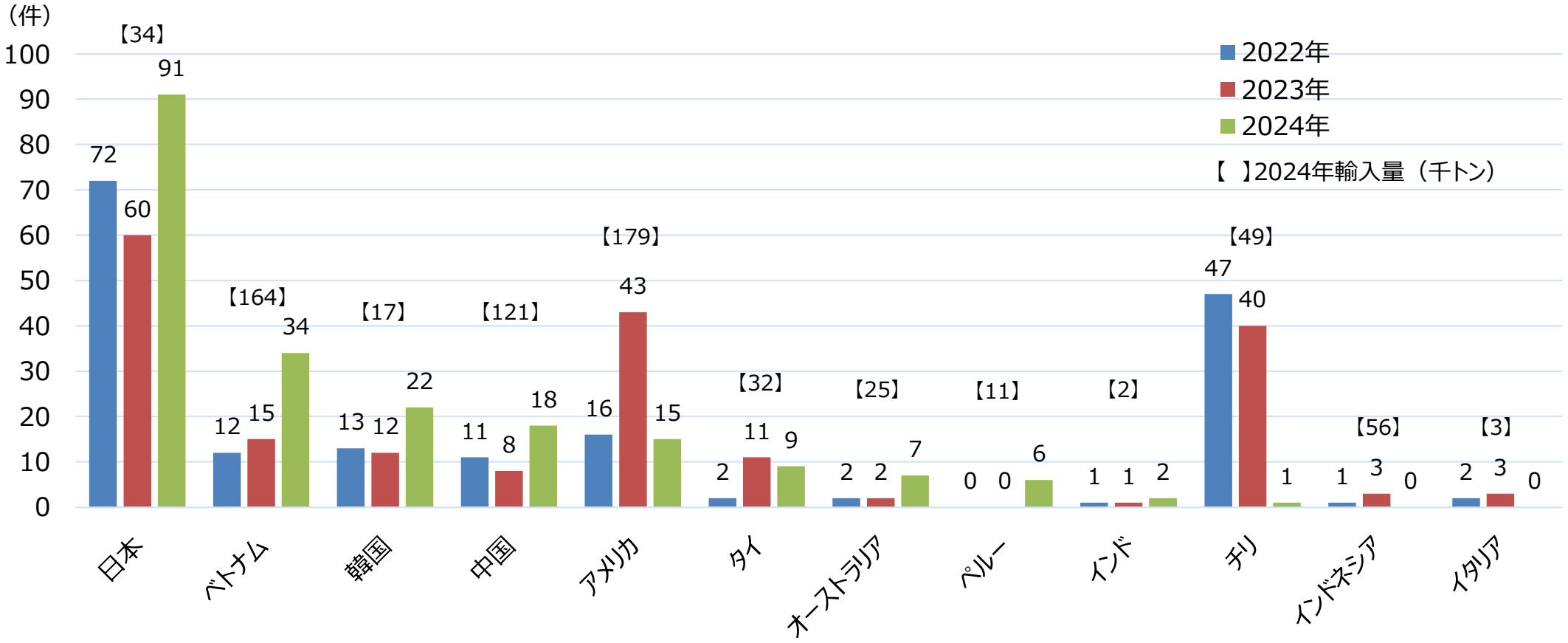

資料：台湾衛生福利部食品薬物管理署webサイト及び※CPT webサイトを基に園芸作物課で作成
※2024年輸入量（千トン）は、台湾の輸入統計品目（７類及び８類）の合計重量（速報値）
（ 第7類：食用の野菜、根及び塊茎）（第８類：食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）

台湾向けいちごの輸出に関する勉強会の開催

○　近年、アジア諸国で日本産いちごの需要が伸び、特に台湾向けの輸出が急激に増加。一方で、台湾において残留農薬基準値の超過事例が多発。

○　このため、認定品目団体である（一社）日本青果物輸出促進協議会において、台湾の残留農薬基準に対応した防除等に取り組む**産地や輸出事業者等が参画した勉強会を開催し、**これら産地における先進的な取組の事例発表や、活用できる支援メニューや日青協の活動の紹介、参加者同士の意見交換等を実施。

Ｒ６年度のいちご勉強会による取組内容

取組項目	取組内容
１．取組のPR活動	・日青協HPに作成した、台湾向けいちごグループの紹介ページにおいて、グループの共通項の取組やメンバー毎の取組を掲載。また、繁体字版を作成するなど内容を充実化。（https://jpfruit-export.jp/ichigo_group.html） ・産地等が、台湾向けに栽培したいちごであることをPRするためのシール添付に係る取組を実施。
２．残留農薬基準に係るモニタリング調査	・台湾向け輸出用に栽培したいちごについて、残留農薬基準値に係るモニタリング調査を実施。
３．台湾向けいちごの輸出に関する勉強会	・台湾の残留農薬基準値に対応した生産に取り組む産地や輸出事業者等に参画いただき、これら産地における先進的な取組の事例発表や、活用できる支援メニューや日青協の活動の紹介、参加者同士による情報交換などを実施（計３回を予定）。

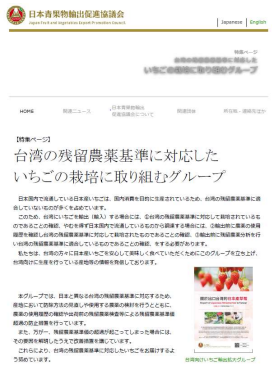

（グループを紹介するwebサイト）

（PR用のシール）

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

青果物輸出産地体制強化加速化事業

【令和６年度補正予算額　40百万円】

＜対策のポイント＞

青果物輸出産地の体制を早急に強化するため、**輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準等の規制に対応した生産体制や、品質保持のための流通体制の強化、輸出向けロットの確保**等に向けて**複数の産地と輸出事業者が連携して行う取組**を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事業の内容＞

１．生産体制の強化に向けた取組

輸出先国・地域における残留農薬基準値等の規制やニーズに対応した青果物の生産体系の強化のため、**残留農薬分析、農薬等使用資材やほ場環境等のデータ収集・分析、防除暦の見直し、効率的な植物検疫対応技術の導入**などの取組を支援します。

２．品質保持流通体制の強化に向けた取組

輸出先国・地域におけるニーズに対応した青果物の品質を確保するため、**長期保存・鮮度保持流通体系の確立に向けた最適条件の検討**、産地における**鮮度保持のための機器等のリース導入**、**MA包装や緩衝資材等を組み合わせた輸送手法の導入**、青果物の**品質確認に必要な分析**、**マニュアルの作成**などの取組を支援します。

３．複数の産地と輸出事業者による取組

輸出向けロットの確保や流通の効率化等を図るため、**複数の産地と輸出事業者**による、産地間連携に向けた**合意形成**、**効率的な集出荷手法**や**輸出用容器・包装形態の検討・導入にかかる実証**などの取組を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 民間団体等

定額、1/2

＜事業イメージ＞

１　生産体制の強化に向けた取組

国別残留農薬基準値

	A国	B国	C国
X剤	2	1	1
Y剤	2	0.2	不検出

代替防除手法の例
（光反射材を織り込んだ防虫ネット）

代替防除でY剤は不要に

輸出先の残留農薬基準値をチェック → 残留農薬等を分析 → 代替防除の検討 防除暦の見直し

→ 輸出先国の規制への対応

２　品質保持流通体制の強化に向けた取組

生産	国内輸送	海外輸送	輸出先での販売
A産地 / B産地 / C産地	輸出事業者	輸出先バイヤー	輸出先店舗

- 鮮度保持のための機器等のリース導入
- MA包装(※1)や緩衝資材の活用、CA貯蔵(※2)などを組み合わせた輸送手法の導入
- 青果物の品質確認に必要な分析（水分や糖度等）

産地から輸出先までの長期保存・鮮度保持流通体系の確立に向けた最適条件を検討

→ 品質確保と口ス率低減を実現

※1　MA包装：包装内の空気を「低酸素、高二酸化炭素」にすることにより、青果物の呼吸を抑制する包装資材。
※2　CA貯蔵：酸素及び二酸化炭素の濃度を、青果物の呼吸作用を抑える組成にコントロールする貯蔵方法。

３　複数産地と輸出事業者による取組

- ○ 産地間連携に向けた合意形成を図る取組
- ○ 効率的な集出荷手法の導入実証
- ○ 輸出用容器・包装形態の検討・導入実証

など

→ 輸出向けロットの確保
→ 出荷期間の延長
→ 流通の効率化

［お問い合わせ先］農産局園芸作物課（03-3502-5958）

（参考）「青果物の輸出に係る残留農薬基準遵守強化運動」

○　農林水産省は、産地、流通事業者、輸出事業者等に対して、残留農薬基準遵守のための注意喚起を行っているところ、基準値超過事案が発生しやすい11月～１月の３か月間、残留農薬基準の遵守の徹底を図るため強化運動を実施し、関係者に対する啓発活動を実施。
○　本期間中、（一社）日本青果物輸出促進協議会とともに、東京都及び大阪市の協力の下、主に流通事業者を対象とした本運動を実施したところ。

注意喚起に用いたポスター

月　日	場　　所	配布 ポスター数	配布 チラシ数	意見交換を行った 事業者・組合数
12月３日	東京都中央卸売市場 大田市場	10	160	5
12月５日	大阪市中央卸売市場 本場	10	100	3
12月12日	東京都中央卸売市場 豊洲市場	5	110	3

実施概要

（参考）残留農薬に係る農林水産省からの情報提供

いちご　　残留農薬基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、正確性を保証するものではありません。

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEX	香港	台湾
BHC	BHC	×	×	0.2	–	0.05	不検出
LINDANE	γ-BHC	×	×	2	–	[☆]	不検出
DBEDC	DBEDC	○	○	20	–	[☆]	不検出
DDT	DDT	×	×	0.2	–	0.05	不検出
EPTC	EPTC	×	×	0.1	–	[☆]	不検出
IOXYNIL	アイオキシニル	○	×	0.1	–	[☆]	不検出
ACRINATHRIN	アクリナトリン	○	○	0.3	–	[☆]	不検出
ACYNONAPYR	アシノナピル	○	○	2	–	[☆]	不検出
ACIBENZOLARS-	アシベンゾラルS-メチル	○	×	0.2	0.15	[☆]	不検出
ACEQUINOCYL	アセキノシル	○	○	2	–	0.4	1.0
ACETAMIPRID	アセタミプリド	○	○	3	0.5	3	1.0
AZOXYSTROBIN	アゾキシストロビン	○	○	10	10	10	2.0
ATRAZINE	アトラジン	○	×	0.02	–	[☆]	不検出
ABAMECTIN	アバメクチン	○	○	0.2	0.15	0.02	0.02
AFIDOPYROPEN	アフィドピロペン	○	×	0.2	0.15	[☆]	0.15
AMISULBROM	アミスルブロム	○	○	0.05	–	[☆]	2.0
ALACHLOR	アラクロール	○	○	0.01	–	[☆]	0.01
ALANYCARB	アラニカルブ	○	×	2	–	[☆]	不検出
ALDRIN and DIELDRIN	アルドリン及びディルドリン	×	×	0.01	–	0.05	不検出
ISOXATHION	イソキサチオン	○	○	0.2	–	[☆]	0.01
ISOPYRAZAM	イソピラザム	○	○	5	–	[☆]	不検出
ISOFETAMID	イソフェタミド	○	○	7	4	[☆]	4.0
IPRODIONE	イプロジオン	○	○	10	–	10	5.0
IMAZAQUIN	イマザキン	○	×	0.05	–	[☆]	不検出
IMAZALIL	イマザリル	×	×	2.0	–	2	2.0
IMAZETHAPYR AMMONIUM	イマゼタピルアンモニウム塩	×	×	0.05	–	[☆]	不検出
IMICYAFOS	イミシアホス	○	○	0.2	–	[☆]	不検出
IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	○	○	0.4	0.5	0.5	1.0
IMINOCTADINE	イミノクタジン	○	○	0.5	–	[☆]	0.5
INDOXACARB	インドキサカルブ	○	○	1	–	[☆]	0.01
INPYRFLUXAM	インピルフルキサム	○	○	3	–	[☆]	不検出
UNICONAZOLE P	ウニコナゾールP	○	○	0.05	–	[☆]	不検出
ETHION	エチオン	×	×	0.3	–	[☆]	0.5
ETHEPHON	エテホン	○	×	2	–	[☆]	2.0
ETOXAZOLE	エトキサゾール	○	○	0.5	–	[☆]	0.5
ETHOPROPHOS	エトプロホス	×	×	0.02	0.02	0.02	0.01
ETRIDIAZOLE	エトリジアゾール	×	×	0.2	–	[☆]	不検出
EMAMECTIN BENZOATE	エマメクチン安息香酸塩	○	○	0.1	–	[☆]	0.1
ENDOSULFAN	エンドスルファン	×	×	0.5	–	2	不検出
ENDRIN	エンドリン	×	×	不検出	–	0.01	不検出
OXADIXYL	オキサジキシル	×	×	1	–	[☆]	1.0
OXATHIAPIPROLIN	オキサチアピプロリン	○	×	0.4	–	[☆]	0.4
OXAMYL	オキサミル	○	×	0.02	–	[☆]	0.01
OXYDEMETON-METHYL	オキシデメトンメチル	×	×	1	–	[☆]	不検出
OXINE-COPPER	オキシン銅（有機銅）	○	○	0.1	–	[☆]	2.0
OMETHOATE	オメトエート	×	×	1	–	[☆]	不検出
ORYZALIN	オリザリン	×	×	0.1	–	0.05	不検出
CADUSAFOS	カズサホス	○	○	0.03	–	[☆]	不検出
CARFENTRAZONE-ETHYL	カルフェントラゾンエチル	○	×	0.1	–	0.1	不検出
CARBENDAZIM, THIOPHANATE, THIOPHANATE-METHYL and BENOMYL	カルベンダジム,チオファネート,チオファネートメチル及びベノミル	○	○	3	1	1	3.0
QUIZALOFOP-P-	キザロホップPテフリル	○	○	0.02	–	[☆]	不検出
QUIZALOFOP-ETHYL and QUIZALOFOP-P-	キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル	○	○	0.02	–	[☆]	0.01

写

5農産第2265号
令和5年9月7日

北海道農政事務所生産経営産業部長
各地方農政局生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
一般社団法人日本青果物輸出促進協議会会長
一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会専務理事
一般社団法人 全国青果卸売市場協会事務局長
全国青果卸売協同組合連合会専務理事
殿

農林水産省農産局園芸作物課長

輸出向けの日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守について（周知）

青果物の輸出に当たっては、輸出先国・地域（以下「輸出先」という。）の残留農薬基準に係る規則に従い、当該基準に適合した青果物を輸出する必要があります。

残留農薬基準や当該基準に係る分析部位については、設定する国・地域ごとの気候風土や病害虫の種類、食文化等の事情に基づき設定されます。

このため、我が国と輸出先では農薬成分ごとの残留農薬基準等が異なる場合があり、我が国の残留農薬基準に適合した青果物であっても、輸出先の残留農薬基準には適合しない場合があります。

また、輸出先における輸入時の検査において、残留農薬基準の不適合があった場合には、当該荷口の廃棄や積戻しが必要となるだけでなく、当該品目に係る検査抽出率の強化等の措置を講じられることがあるなど、我が国からの輸出全体に影響を及ぼす可能性があります。

このため、青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくためには、

1．各産地において予め輸出先を特定した上で、輸出先の残留農薬基準に適合した青果物を生産するとともに、防除等の生産履歴を記録及び保管すること、
2．輸出に当たっては、必要に応じて残留農薬分析を行い、輸出先の残留農薬基準に適合した青果物であることを確認すること、
　特に、輸出事業者等がやむを得ず国内消費用の青果物を輸出する際にあっては、残留農薬分析を実施するなど確実に確認すること、
3．輸出先の残留農薬基準に適合した青果物であることが確認できない場合には、輸出は行わないこと、

が重要です。

ついては、以上のことについて留意の上、輸出先の残留農薬基準の遵守が図られるよう、貴職から（貴管下関係機関又は貴会会員）等に対し、本趣旨の周知の徹底をお願いします。

なお、農林水産省では、我が国の栽培管理上必要な農薬であっても、輸出先で残留農薬基準が設定されていない場合や、代替防除が困難である場合などには、輸出先に対し残留農薬基準の設定に係る申請の支援を行っています。

また、本通知をもって、「輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について」（平成20年12月5日付け20生産第5123号農林水産省生産局生産流通振興課長通知）を廃止します。

（参考）
○諸外国における残留農薬基準値に関する情報（農林水産省webサイト）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html
○農薬の適正な使用（農林水産省webサイト）
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/info.html
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html
○台湾の残留農薬基準値（台湾衛生福利部食品薬物管理署webサイト）
https://consumer.fda.gov.tw/Law/PesticideList.aspx?nodeID=520
○台湾における残留農薬基準不合格事例（台湾衛生福利部食品薬物管理署webサイト）
https://www.fda.gov.tw/UnsafeFood/UnsafeFood.aspx

農林水産省webサイト：
https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/f_yusyutu/attach/pdf/index-11.pdf

農林水産省webサイト：
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/zannou_kisei-684.pdf